

第6回 高松市新型コロナウイルス対策本部会議

日 時 令和2年4月20日(月)
午前11時から
場 所 本庁舎13階 大会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 国の緊急事態宣言について

(2) 市主催イベント・行事等に関する基本方針について

(3) 各局からの周知事項

3 その他

4 閉 会

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 4 月 7 日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、下記のとおり、緊急事態措置を実施すべき区域を全都道府県とすることにより区域を変更することとしたため、同条第 3 項の規定に基づき、報告する。

記

1. 緊急事態措置を実施すべき期間

令和 2 年 4 月 7 日（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県以外の道府県については、同月 16 日）から 5 月 6 日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなつたと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 5 項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

2. 緊急事態措置を実施すべき区域

全都道府県の区域とする。

3. 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

議題（2）

本市主催のイベント・行事等に関する基本方針について

1 現在の対応

令和2年2月26日開催の「第1回高松市感染症対策拡大本部会議」において、国の専門家会議の内容や他都市の事例を参考に適用期間を3月15日までとした、本市主催のイベント・行事等の開催基準を策定した。その後、この基準の適用期間の終期を3月31日、4月5日と2度にわたり延長している。

また、政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が示した提言内容や本市の現状を踏まえ、4月3日にこれまでの基準を大幅に見直している。

2 今後の対応

令和2年4月16日付けで新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が全国に発令されたことに伴い、本市主催のイベント・行事等について、原則、中止又は延期する。

なお、実施期間は、令和2年4月20日（月）から、緊急事態措置の実施期間の終期である、令和2年5月6日（水）までとする。

3 高松市主催のイベント・行事等に関する基本方針

別添のとおり

※ 高松市主催のイベント・行事等の開催基準（令和2年4月3日付け）は、令和2年4月19日限り、廃止する。

高松市主催のイベント・行事等に関する基本方針

令和2年4月20日

1 基本的な考え方

本市主催のイベント・行事等については、令和2年4月16日付けで新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が全国に発令されたことに伴い、原則、中止又は延期する。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、令和2年4月20日から令和2年5月6日までとする。
- (2) 「高松市主催のイベント・行事等の開催基準（令和2年4月3日付け）」は、令和2年4月19日限り、廃止する。

3 基本方針の見直し

国、県の動向や本市の感染者の状況等を踏まえ、この基本方針の内容や適用期間について、適宜、見直すものとする。

高松市立学校の臨時休業期間の延長について

令和2年4月20日
高松市教育委員会

高松市教育委員会の対応

○ 市立小・中学校について

臨時休業期間を延長する

臨時休業期間：4月25日（土）～5月10日（日）

※臨時休業期間中 部活動は自粛し、5月11日（月）から再開する

児童の健康保持の観点から、引き続き、市立小学校においては、平日の午後1時から4時の間、運動場を開放する

なお、27日（月）、28日（火）は分散登校を検討中

○ 高松一高について

臨時休業期間を延長する

臨時休業期間：4月25日（土）～5月8日（金）

※臨時休業期間中 部活動は自粛し、5月9日（土）から再開する

なお、休業期間中に、1日の臨時登校日を検討中

○ 臨時休業を延長する理由

- ・14日に本県独自の緊急事態宣言、16日に全国に緊急事態宣言が発令されている中での学校再開は困難である。
- ・本市において、多数の感染が確認されており、その中には子どもも確認されていることから、感染の拡大が懸念されるため学校再開は困難である。

○ 休業期間中の対応について

教育委員会の、子どもの学力・体力の維持・向上や、心のケアに関する具体的取組については、学校はもとより広く市民に広報する。

市民の皆様へのメッセージ

～特措法に基づく緊急事態宣言の対象区域が全国に拡大されたことを受けて～

令和2年4月17日

新型コロナウイルス感染症の全国的かつ急速なまん延等を受け、4月16日、国は、4月7日に発令した新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域を全国に拡大しました。

本市におきましては、県内で初となるクラスター(感染者集団)が発生するなど、新型コロナウイルスの感染者が急増しており、更なる拡大局面に陥らないよう、行政と市民の皆様が一丸となって、感染拡大防止に取り組まなければなりません。

そこで、市民の皆様には、特に次の点に御理解、御協力をお願いします。

- 不要不急の外出を控えてください。
今後、ゴールデンウィークを含め、帰省や旅行など、都道府県をまたいで移動することを、極力、避けるようにしてください。
また、県内市内においても、不要不急の外出を控えるなど、感染拡大防止のため、十分留意して行動してください。
- 特に、「密閉、密集、密接」の「3つの密」に該当する場所に行くことは、徹底して避けてください。
「3つの密」に該当する場所を避けることは、ご自身の感染を防ぐだけでなく、周りの人々への感染を食い止めることにもつながります。
- 心と体の健康を維持するための行動にも心掛けてください。
お一人で行う散歩や運動など、感染リスクの低い行動もありますので、工夫をしながら、心と体の健康の維持に努めてください。そして、十分な食事や睡眠をとり、免疫力の強化にも取り組んでください。

こうしたことを、市民の皆様と一丸となって実施することができれば、現在、拡大している感染を収束の方向に向かわせることが可能になります。

国難ともいべきこの事態を乗り越えるためにも、市民の皆様には、大変、御不便をお掛けしますが、学校休業中の子ども達も含めて、「家でいるほうが安全・安心」という意識を持っていただき、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、更なる御理解、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

高松市長 大西秀人